

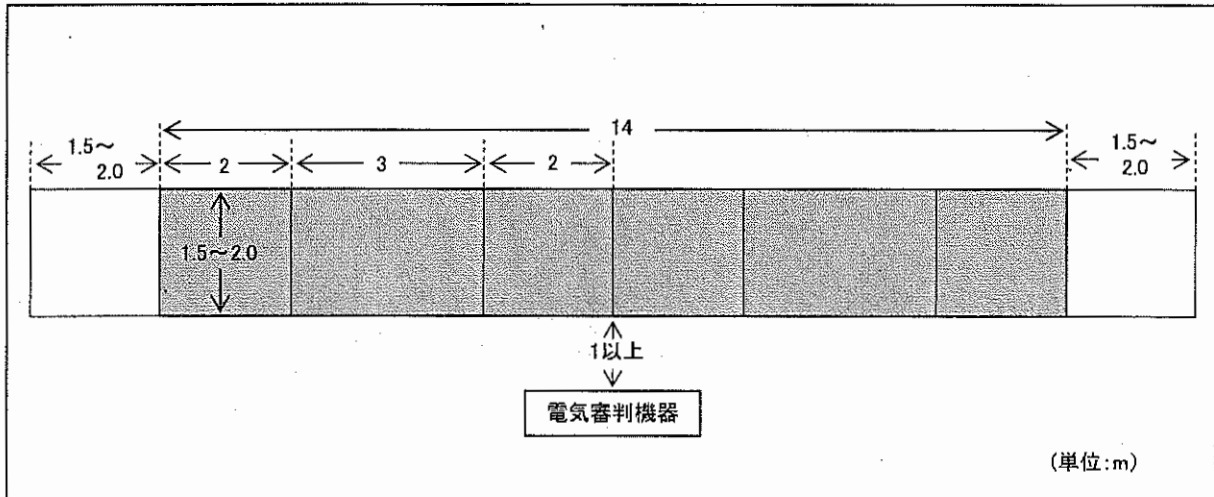
競技名 フェンシング

競技番号 21

基準	規定のピスト8面を設置することができる 体育館 1	摘要	開催時期により空調施設を有することが 望ましい。
----	------------------------------	----	-----------------------------

基準の主な内容

競技場は次のとおりとする。



- 競技場は平坦な表面でなければならない。両選手のどちらにも有利あるいは不利な点を与えてはならない。とくに光に関しては注意しなければならない。
- フェンシングに使用される競技場はピストと呼ばれる。
- 3種目の競技は同じピストで行われる。
- ピストの幅は、1.5mから2mである。
- 長さは14mである。それゆえに、センターラインから2mのところにいる選手には、ピスト後方限界線を両足で踏み出さずに自由に後退できる5mの距離がある。

〔国際フェンシング連盟競技規則から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 木製の床においてもピスト台を敷くことが望ましい。
- ピストの間隔は、5.0m以上。ピスト後方の間隔は、1.5m～2.0mが望ましい。
- 競技場は平坦な表面であり、体育館の窓には直射日光を遮断する設備があることが望ましい。
- 競技運営上1会場であることが望ましい。

(先催県の事例)

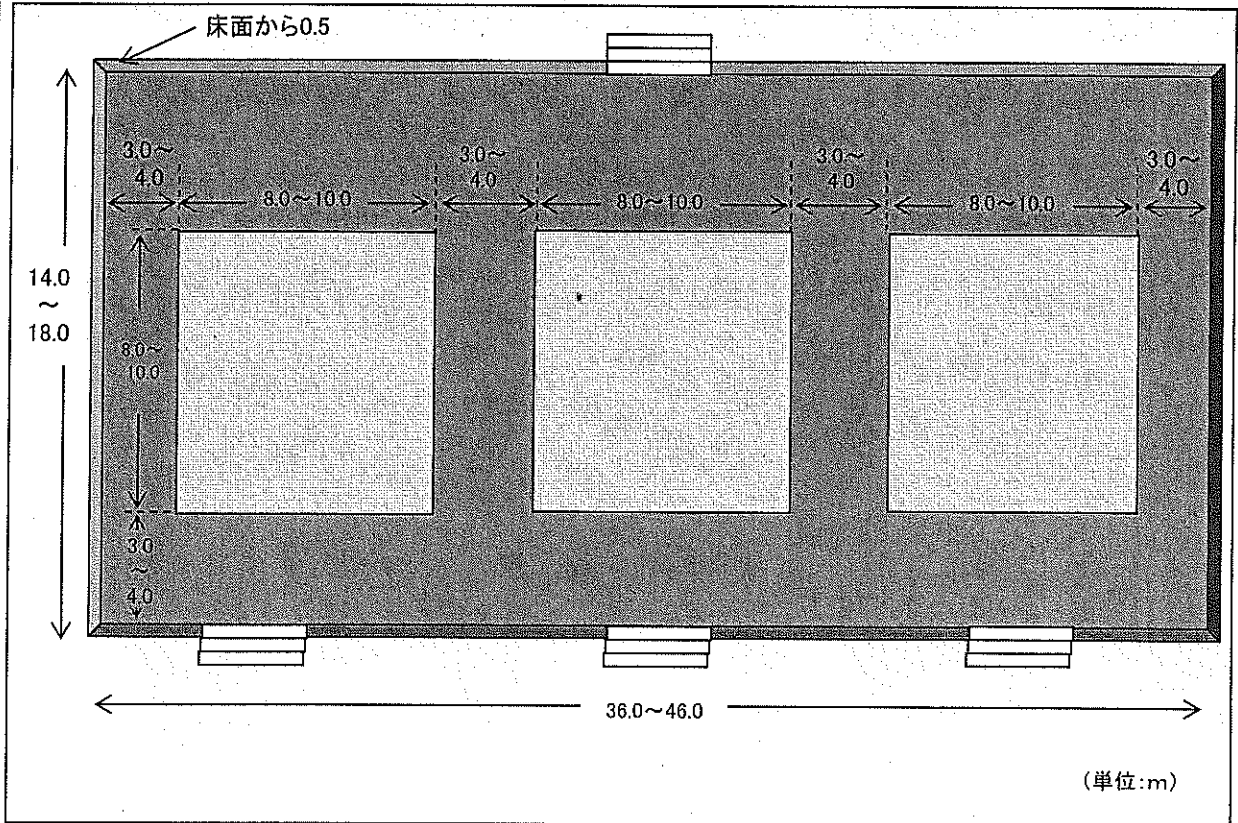
競技名 柔 道

競技番号 22

基準	規定の競技場3面を有する柔道場又は 体育館 1 試合会場に隣接した練習場1(150畳程度)	摘要	試合場は床面から50cm上げたところに 設置する。
----	---	----	------------------------------

基準の主な内容

競技場は、次のとおりとする。



○2つ以上の隣接した試合場を設置する場合、両試合場の間に3~4mの共用の安全地帯をとらなければならない。

〔国際柔道連盟試合審判規定から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

競技名 ソフトボール

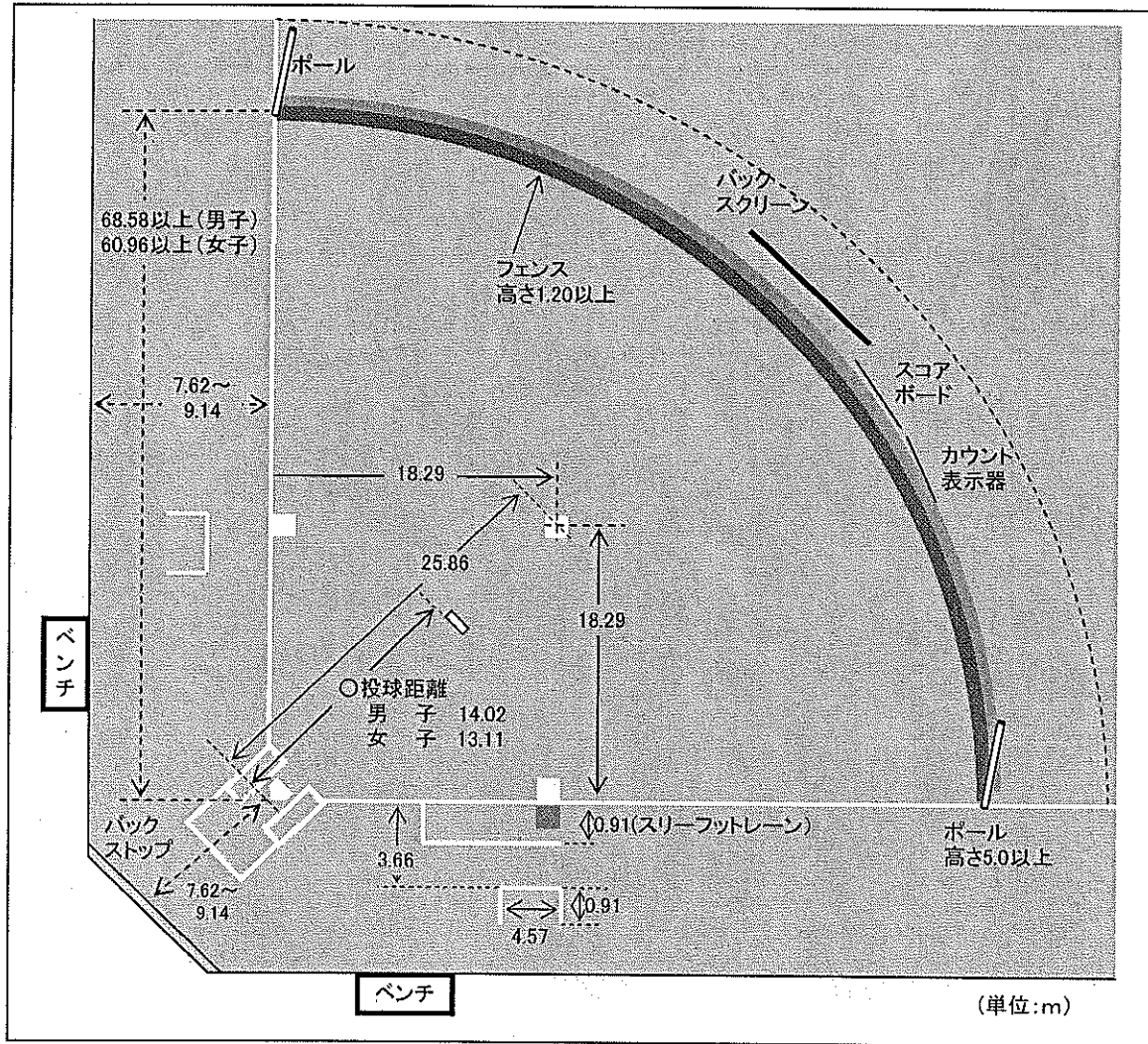
競技番号 23

基準 規定の競技場8面

摘要 2会場地以上に分かれてもよい。

基準の主な内容

競技場は次のとおりとする。



- 競技場は平坦で、障害物のない地域であり、その上方空間を含む。
- フェア地域は、両ファウルラインと、本塁(ホームプレート)から、男子68.58m以上、女子60.96m以上の半径の円弧に囲まれた地域である。
- ファウル地域は、両ファウルラインの外側、および本塁とバックネットの間の地域である。

〔(公財)日本ソフトボール協会「オフィシャル・ソフトボール・ルール」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

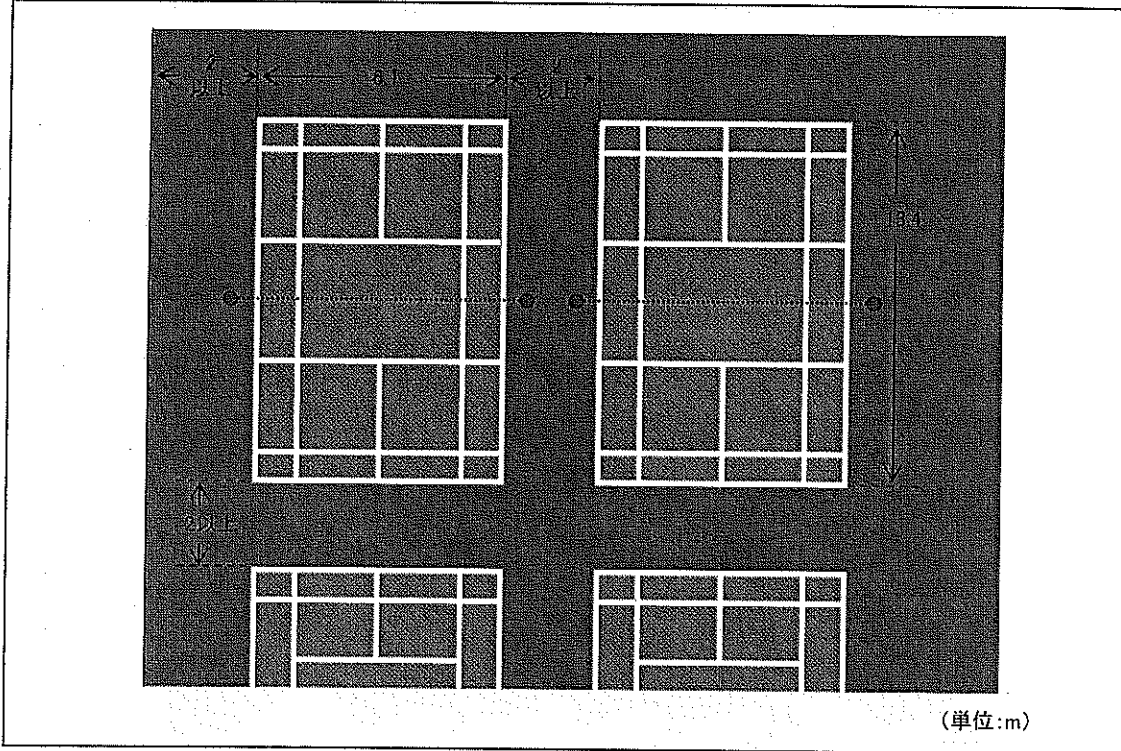
- ナイター照明があることが望ましい。
- 国際規格変更(2002年)に伴い、本塁から外野フェンスまでの距離が、男子76.20m以上、女子67.06m以上が望ましい。
- 競技運営上、成年男子・成年女子・少年男子・少年女子を単位として、最大4会場地とする。
- 競技運営上、各種別ごとに試合用2面が同一施設内に確保できる。

(先催県の事例)

基準	規定のコート8面を有する体育館 1	摘要	2会場に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは12m以上あればよい。
----	-------------------	----	---------------------------------------

基準の主な内容

コートは、次のとおりとする。



- 大会に使用する会場は、屋内で競技中は風を遮断しなければならない。
- 天井の高さは、コート面より12m以上とする。
- 競技区域は、コート外側四周にそれぞれ2m以上の余裕がなければならない。また、1会場に2面以上のコートを設ける場合にも、隣接するコートとの間隔は2m以上とする。
- 会場の照度は、各コートともネットの中央上縁において1,200ルクス以上とする。
- 照明は、コートの真上では遮光されていなければならないし、いかなる発光体もあってはならない。また、コートのバックバウンダリーライン上のいかなる位置から、反対側のバックバウンダリー上のいかなる位置を見通しても、その延長線上はすべて遮光されていなければならないし、いかなる発光体もあってはならない。
- 選手及び観客などに試合の経過およびスコアが明確にわかるように、得点表示装置を置かなければならない。

〔(公財)日本バドミントン協会「バドミントン競技規則」及び「大会運営規程」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

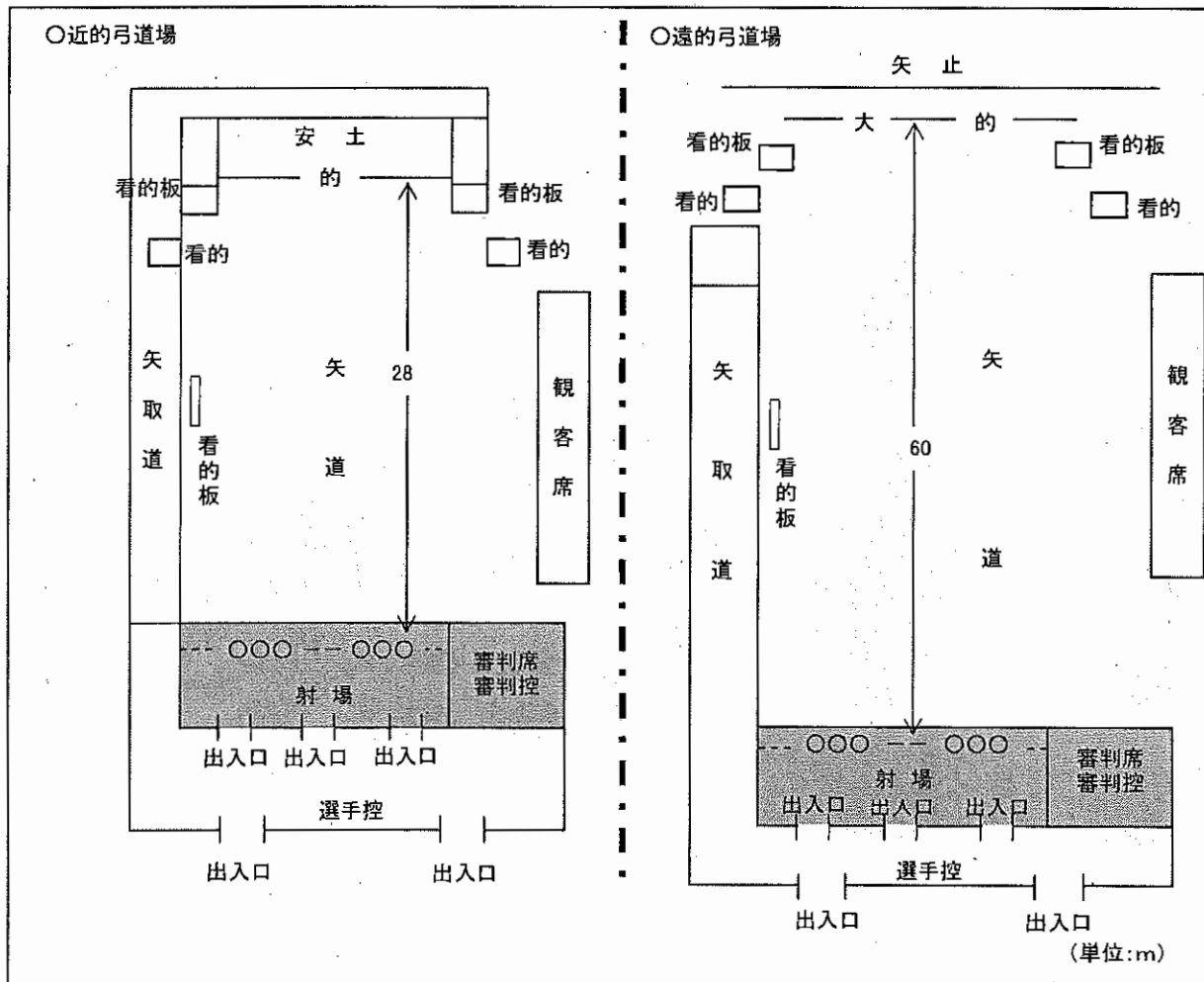
- コートは、全面にコートマットを使用することが望ましい。
- 競技会場である体育館の窓には、直射日光を遮断する設備があることが望ましい。

(先催県の事例)

基準	規定の弓道場 1 遠的競技場 1(仮設でもよい。)	摘要	
----	------------------------------	----	--

基準の主な内容

弓道場は、次のとおりとする。



○射位における選手相互の間隔は、近的競技は180cm以上、遠的競技は130cm以上とする。
ただし、これによらない場合は、要項に明示するか、競技開始前に競技委員長が宣告する。

〔(公財)全日本弓道連盟「弓道競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 近的射場と遠的射場は、隣接が望ましい。
- 矢取道は、屋根があることが望ましい。矢道は、芝が望ましい。
- 練習射場を必要とする。
- 観客席正面にも看的板(3射場分)を設置することが望ましい。

【近的の場合】

- 射場は10人立以上が望ましい。

【遠的の場合】

- 射場は3人立2射場で、射場の間隔は130cm以上とする。
- 大的上まで屋根があることが望ましい。

(先催県の事例)

競技名 ライフル射撃(その1)

競技番号 26

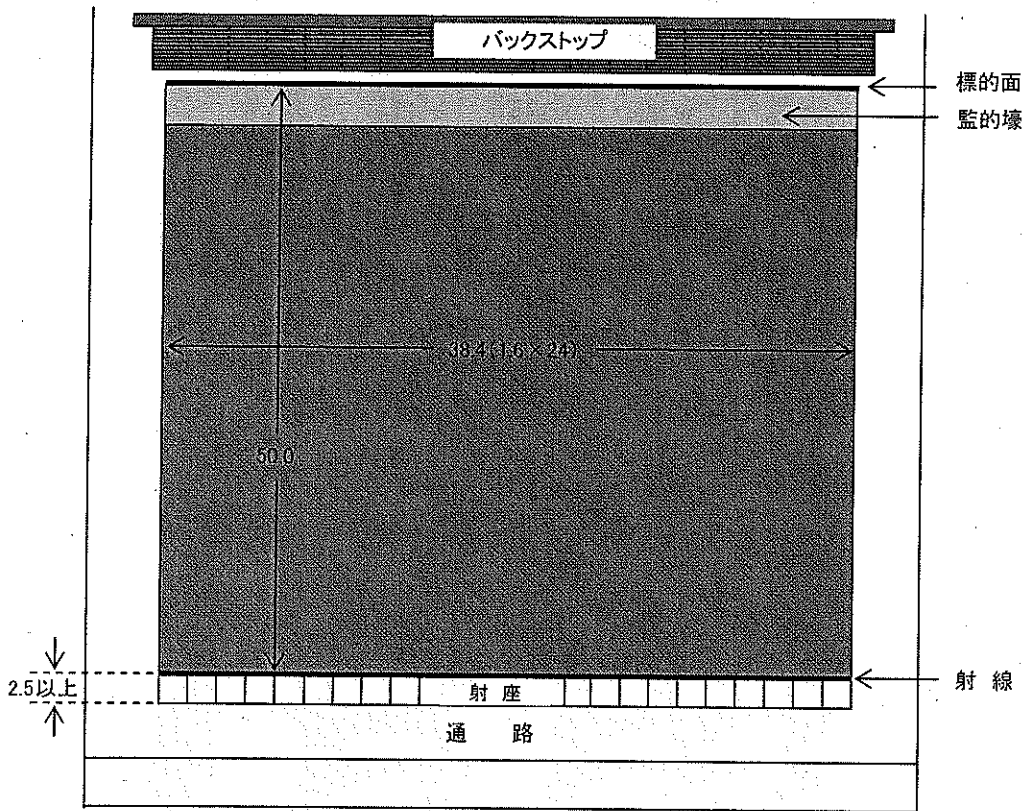
基準
 規定のライフル射撃場(エア・ライフル
 26射座 1、スモールポア・ライフル
 24射座 1、ピストル18射座 1、光線
 銃13射座の体育館 1)

摘要
 2会場地以上に分かれてもよい。
 エア・ライフル、スモールポア・ライフルとも
 電子標的装置とすることが望ましい。

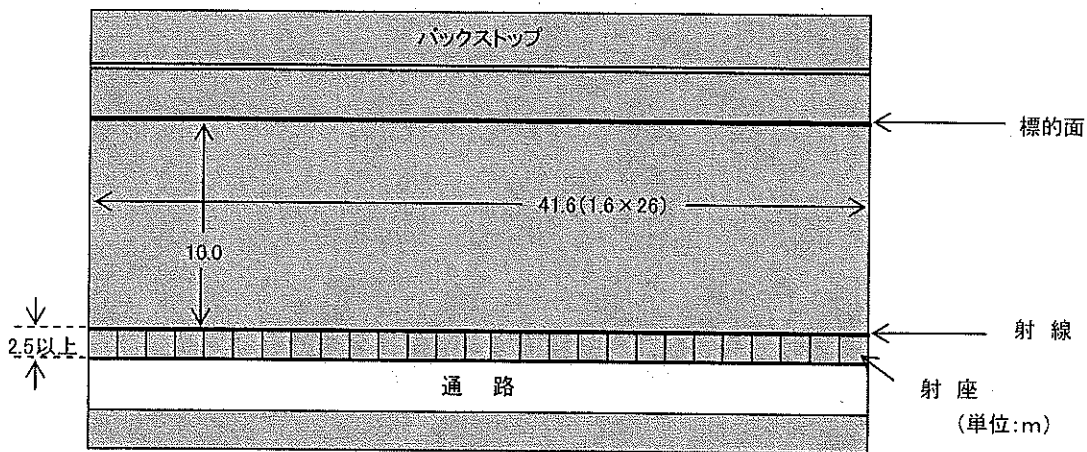
基準の主な内容

ライフル射撃場は、次のとおりとする。

(1)スモールポア・ライフル50m射場

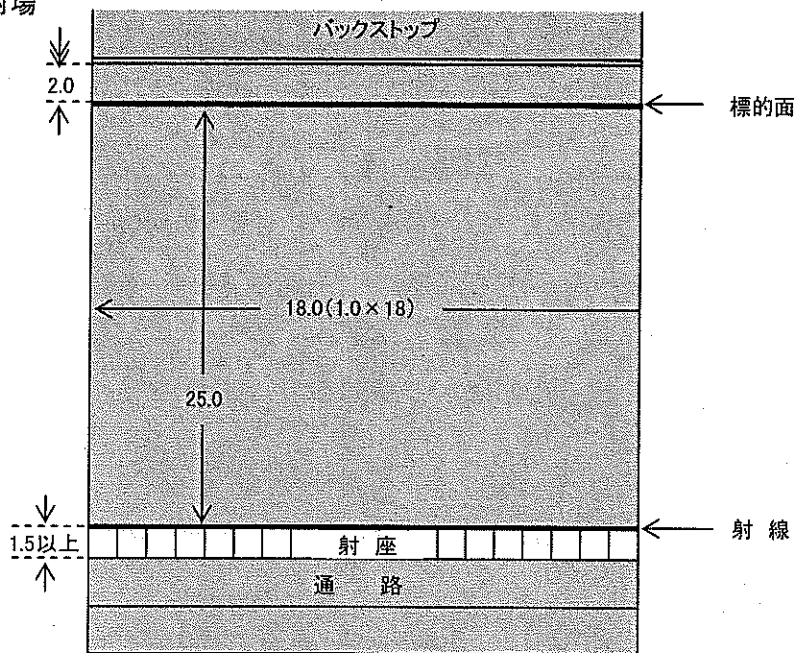


(2)エア・ライフル10m射場

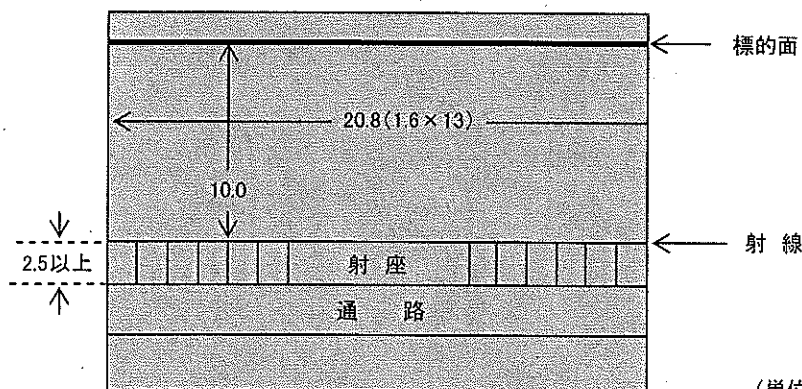


基準の主な内容

(3)ピストル射場



(4)ビーム・ライフル射撃場(光線銃射場)



(単位:m)

○10m射場の標的面に1,500ルクス以上の照明設備を設置する。またビーム・ライフル射場は、400ルクス以上1,000ルクス以下でよいが、エア・ライフル射場と共用する場合は、光量が可変できること。

○10m射場は、屋内でなければならない。

〔(公社)日本ライフル射撃協会「競技規則」「ライフル射撃場の公認に関する規程」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- エアライフル、スモールボアライフル、CPの標的は、全て電子標的機とする。
- スモールボア・ライフル射場の射線から標的面までは、芝が望ましい。(人工芝も可)

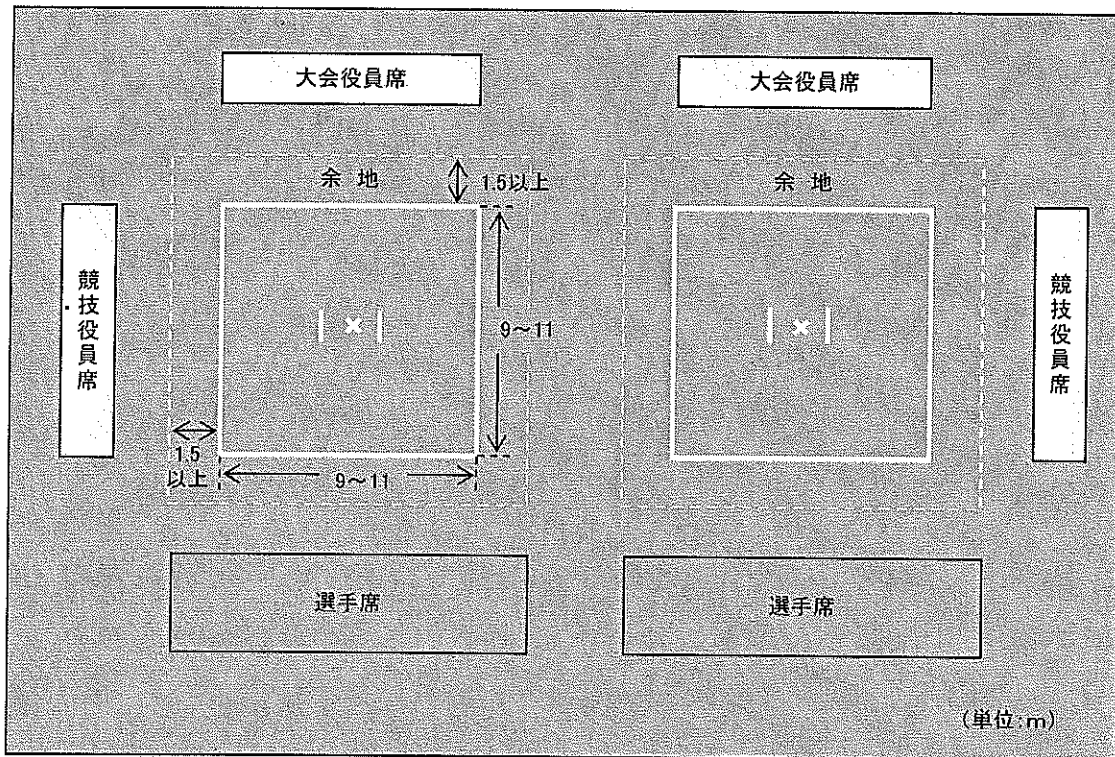
(先催県の事例)

- エア・ライフル 1射座当たり1.6m⇒1.4m(千葉県) ピストル18射座⇒ピストル17射座

基準	規定の競技場2面を有する剣道場又は体育館 1	摘要	
----	------------------------	----	--

基準の主な内容

競技場は、次のとおりとする。



- 試合場の床は、板張を原則とする。
- 試合場は、境界線を含み一辺を9mないし11mの正方形または長方形とする。
- 試合場の外側に原則として1.5m以上の余地を設ける。

〔(一財)全日本剣道連盟「剣道試合・審判規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 競技場の間隔は、3mが望ましい。

(先催県の事例)

競技名 ラグビーフットボール

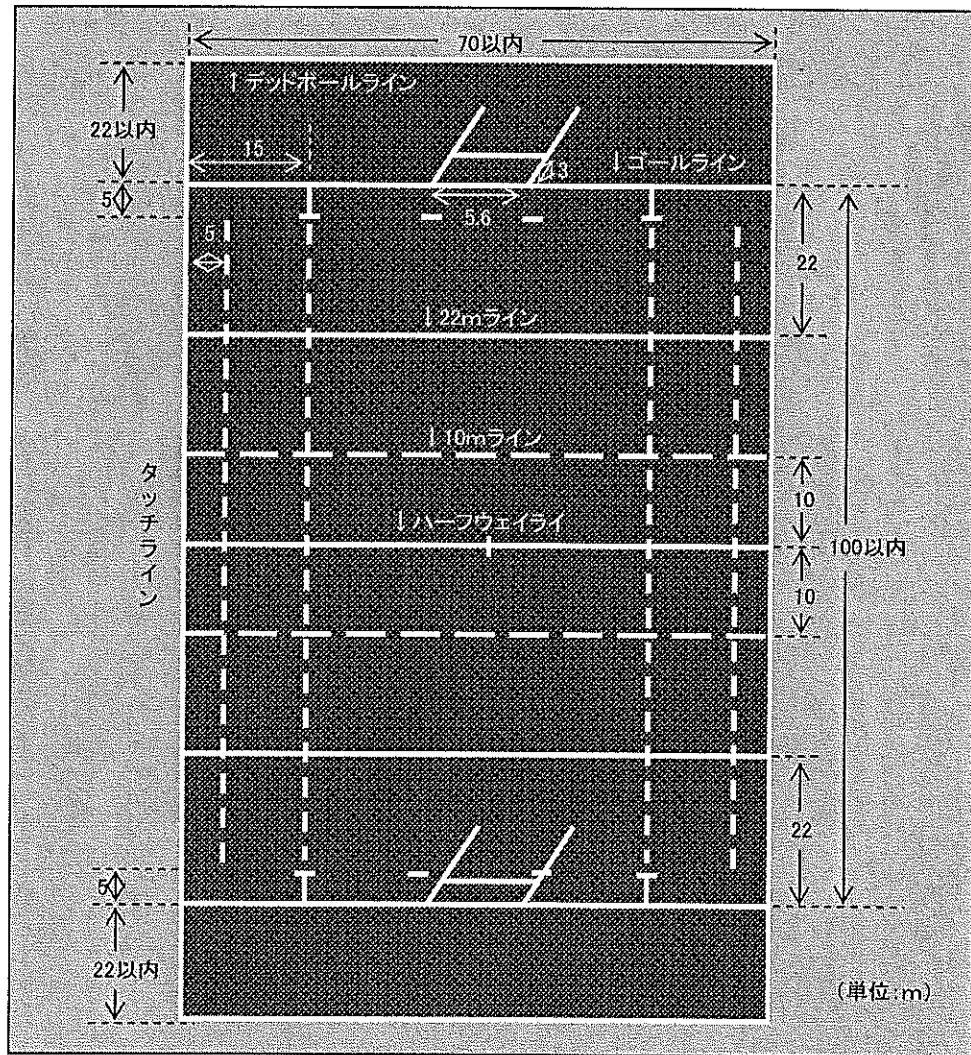
競技番号 28

基準 規定の競技場3面
(うち芝生の競技場2面)

摘要 2会場地に分かれてもよい。

基準の主な内容

競技場は、次のとおりとする。



- フィールドオブプレーは、長さ100mを越えず、幅70mを越えない。
- 両インゴールとも、長さ22m、幅70mを越えない。
- ゴールラインとデッドボールラインとの距離は、実際に可能であれば少なくとも10m以上とする。

〔(公財)日本ラグビーフットボール協会「競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 2会場地に分かれる場合は、成年男子と少年男子を単位とする。その際、少年男子は規定の競技場2面が確保できる。
- コートから障害物までの距離は、10m以上が望ましい。
- すべての競技場は芝生とし、ゴールポストが設置可能とする。

(先催県の事例)

競技名	山 岳(その1)
-----	----------

競技番号	29
------	----

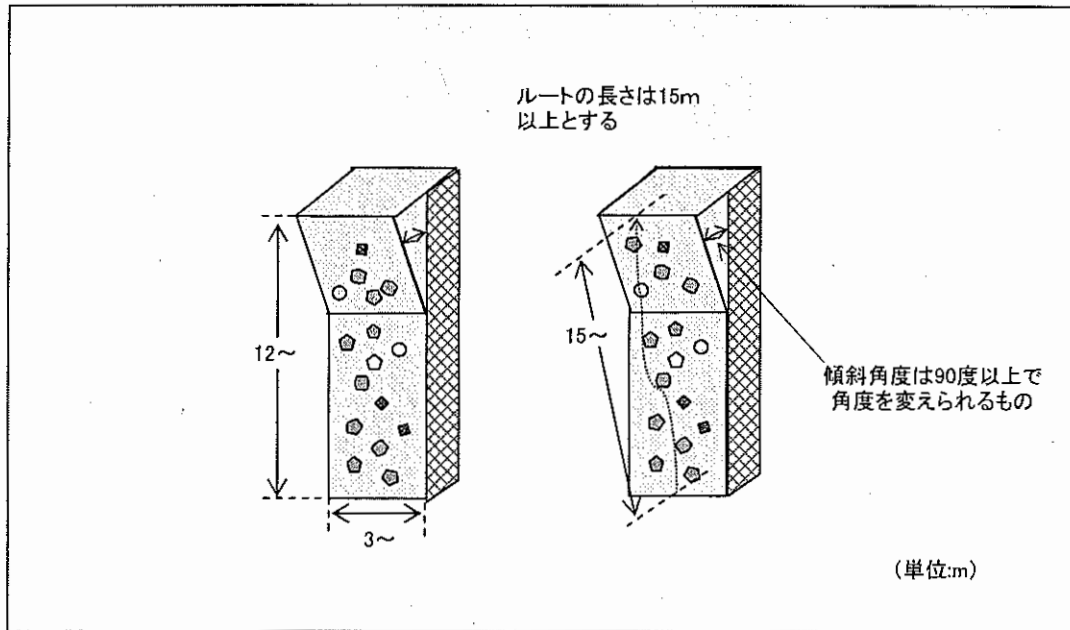
基準	(公社)日本山岳協会が適当と認める リード施設およびボルダリング施設	摘要	高さ12m以上(ルート長さ15m以上)幅3m 以上のリード施設2面 高さ5m、面積60㎡のボルダリング施設2基 1会場で実施
----	---------------------------------------	----	---

基 準 の 主 な 内 容

競技場は、基本的には次のとおりとする。

1 リード競技

- (1) ウォールは以下の仕様による。
- ① ウォールは、ルートの長さで15m以上が設定できるもの、高さは12m以上を必要とする。
 - ② ウォールの幅は、3m以上とする。
 - ③ ウォール数は、2面とし、同形状のものとする。
 - ④ ウォールの傾斜は、90度以上で角度が変えられるものとする。
 - ⑤ ウォールのパネルは、交換できるものとする。
 - ⑥ ウォールの設置場所が室外の場合は、雨天対策を施すものとする。
 - ⑦ ウォールの構造上あるいは立地上、オンサイト方式に抵触する可能性がある場合、ルート・セッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。
 - ⑧ ウォールの設置場所が室内の場合は、空調設置等で温度変化が少なくなるように留意する。
- (2) アイソレーション・ゾーンは、以下の仕様による。
- ① 原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。
また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。
 - ② ウォームアップ用のウォール(原則として高さ3m、幅5m以上)を2面以上設けなければならない。
- (3) ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコール・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップ用ウォールを用意しなければならない。
- (4) 審判席は、ルートを見渡せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。
- (5) 審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客・選手用大型時計(モニター)をウォール面ごとに設置する。
- (6) その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。



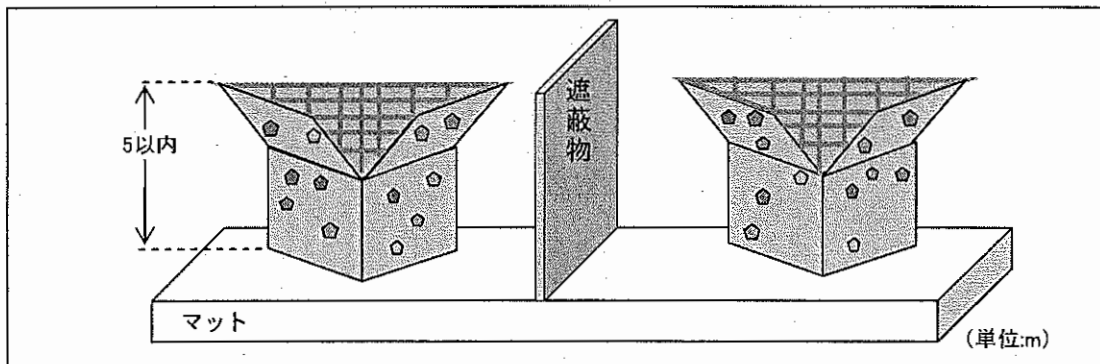
競技名	山 岳(その2)	競技番号	29
-----	----------	------	----

基準	日本山岳協会が適当と認めるリード施設およびボルダリング施設	摘要	高さ12m以上(ルート長さ15m以上)幅3m以上のリード施設2面 高さ5m、面積60㎡のボルダリング施設2基 1会場で実施
----	-------------------------------	----	---

基 準 の 主 な 内 容

2 ボルダリング競技

- (1) ウォールは、以下の仕様による。
 - ① ウォールの高さは、マット面から5m以内とする。
 - ② ウォール数は、1基に2ルート以上とれる仕様のもので合計2基とする。
 - ③ ウォールの壁面積は、1基あたり60㎡とする。
 - ④ 観客席から見やすいようにウォールは壇上に設置されなければならない。
 - ⑤ ウォール2基は、お互いのルート(プロブレム)が見えないように遮蔽などの対策を施すこと。
 - ⑥ ウォールの傾斜は、90度以上とする。
 - ⑦ ウォールのパネルは、交換できなくてもよいが、立体的な構造が望ましい。
 - ⑧ ウォール2基の間には、選手の休憩場所を設置し、休憩場所から競技が見えないようにすること。
 - ⑨ ウォールの設置場所が室外の場合は、雨天対策を施すものとする。
 - ⑩ 必要に応じて、ルート・セッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。
 - ⑪ 安全対策のため、ウォールの下には壁上部から選手が墜落した場合にも十分な安全が確保できるようなマットを設置するものとする。
 - ⑫ ウォールの設置場所が室内の場合は、空調設置等で温度変化が少なくなるように留意する。
- (2) アイソレーション・ゾーンは、以下の仕様による。
 - ① アイソレーション・ゾーンは、原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。
 - ② アイソレーション・ゾーンには、ウォームアップ用のウォール(原則として高さ3m、幅5m以上)を2面以上設けなければならない。
- (3) ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコール・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップ用ウォールを用意しなければならない。
- (4) 審判席は、ルートを見渡せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。
- (5) 審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ、ストップウォッチ及び観客・選手用大型時計(モニター)を設置する。
- (6) 競技時間ごとに鳴るブザーを設置する。
- (7) その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国体山岳競技運営の手引きによる。



〔(公社)日本山岳協会「山岳競技施設認定規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- ボルダリング競技とリード競技は隣接した施設を会場とする。
- ボルダリング競技のウォール設置場所は、屋内とすることが望ましい。

(先催県の事例)

基準	<p>1 カヌースプリント (公社)日本カヌー連盟が適当と認める幅101m以上を有する500m以上のコース 1 艇庫 1(艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい)</p> <p>2 カヌースラローム、カヌーワイルドウォーター (公社)日本カヌー連盟が適当と認める河川 1 艇庫 1(艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい)</p>	摘要	<p>2会場以上に分かれてもよい。</p>
----	---	----	-----------------------

基準の主な内容

コースは次のとおりとする。

(1)カヌースプリント

- 水路は、静水で長さ500m、9レーンとし、日本カヌー連盟が公認したもの。
- 水路は、25mごとに浮標によって標示する。
- レーンは、直線でなければならない。
- レーンの水深は、1.5m以上を原則とする。
- レーンの幅は、9mとする。レーン外境及び各レーン境界は浮標で標示せねばならない。
- レーン外境と岸、その他の構築物との間には10m以上の自由水域をとらなければならない。
- 決勝線の後方には、長さ50m以上の自由水域をとらねばならない。
- 発艇線と決勝線は、コースと直角とする。
- 200mの発艇は、自動発艇装置とする。
- 500mもできるかぎりこれに準ずる。

(2)カヌースラローム

- 水路は、全般にわたり漕航可能な激流とし、日本カヌー連盟が公認したもの。
- コースの距離は250m以上400m以内で、自然または人工的な障害物でつくるものとする。
- ゲートは25及び15ゲートとし、内6～7ゲートはアップストリームゲートとする。
- 水量は3t/秒以上、流速は2m/秒以上とする。
- 発艇線および決勝線は電子判定システムとする。

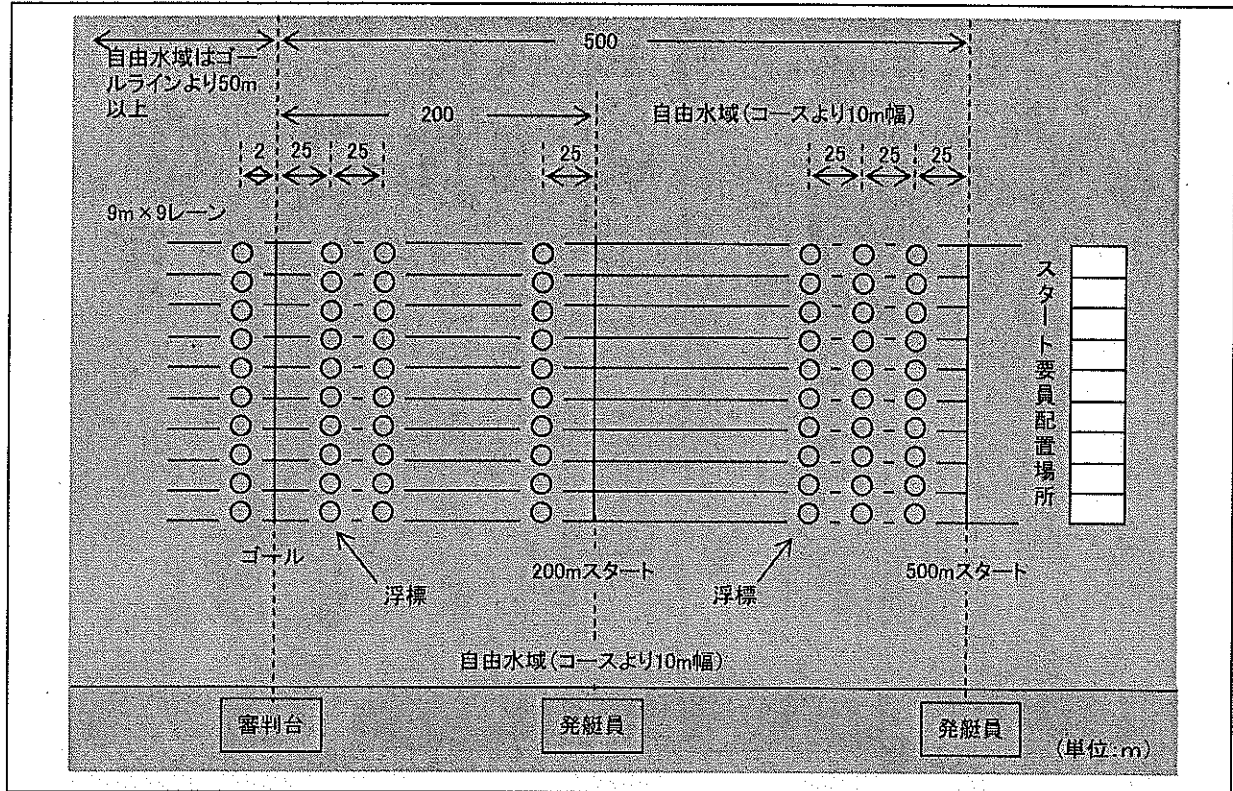
(3)カヌーワイルドウォーター

- 水路全般にわたり漕航可能な激流とし、日本カヌー連盟が公認したもの。
- コース全長1,500mを原則とし、コースは全長を通じて常に河底に接触しないで通過できるものでなければならない。また、いくつかの自然及び人工の障害物があり、部分的に数カ所以上の瀬があること。
- 水量は3t/秒以上、流速は2m/秒以上とする。
- 発艇線および決勝線は電子判定システムとする。

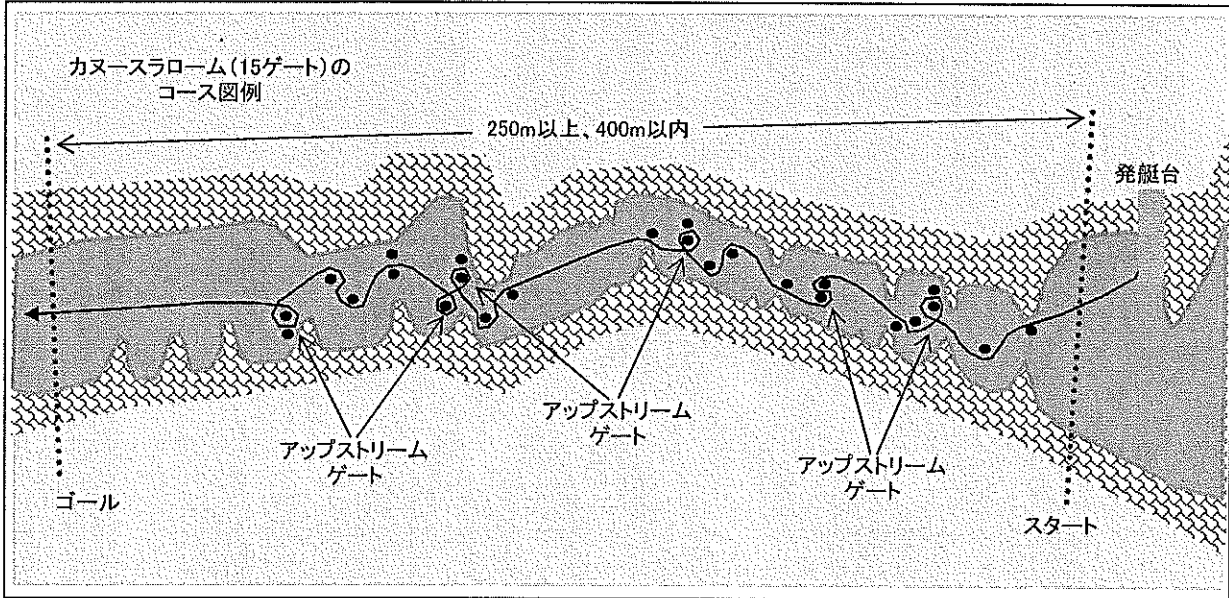
〔(公社)日本カヌー連盟「カヌー競技規則」「国民体育大会特別規則」から抜粋〕

基準の主な内容

(1)カヌースプリント



(2)カヌースラローム



(3)カヌーワイルドウォーター
 ○スラローム会場との共有が可能である。

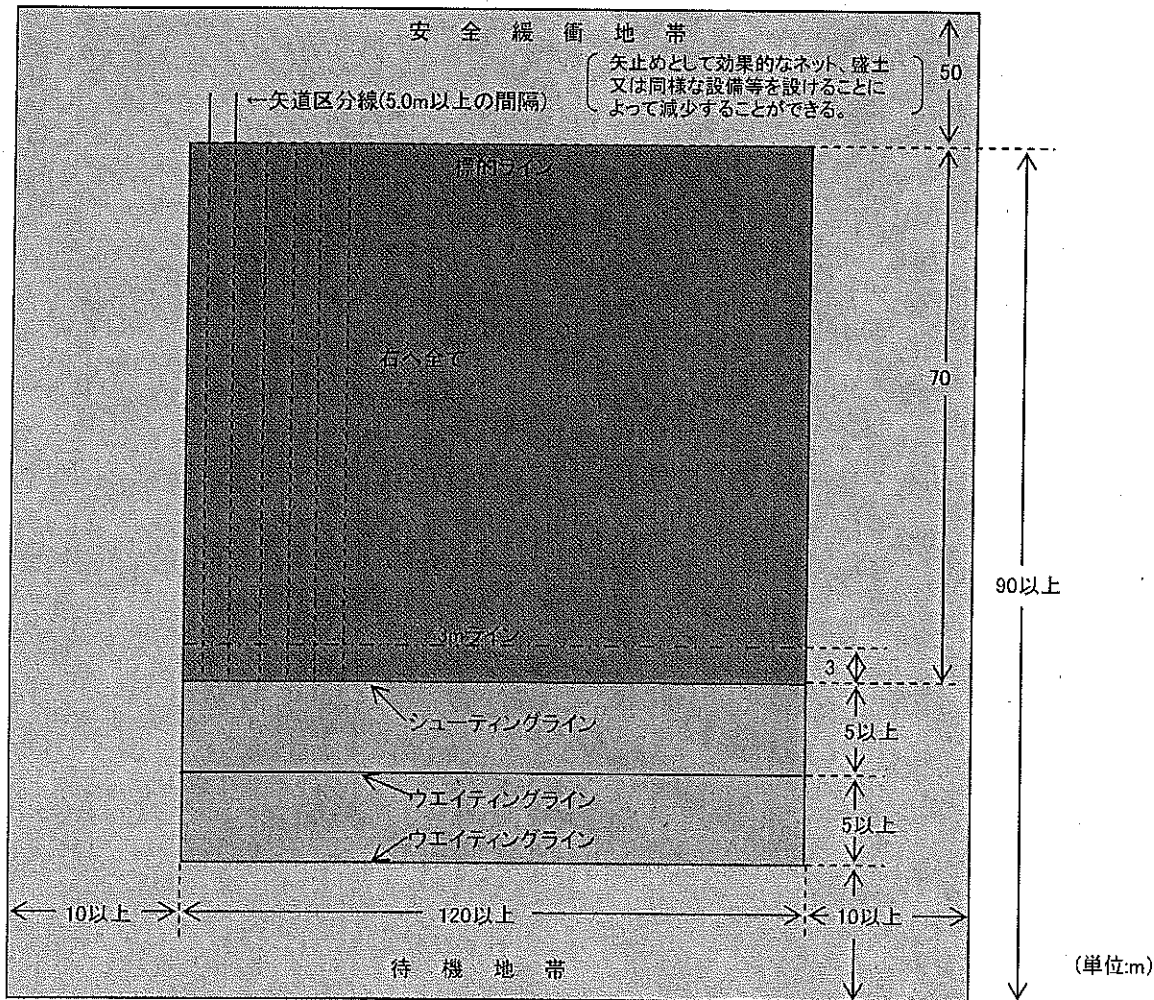
(配慮すべき事項)
 ○コースの設定では、環境面に配慮することやゲートなどのコース器具の設置ができること。

(先催県の事例)

基準	70mの射程距離を有する施設 1	摘要	
----	------------------	----	--

基準の主な内容

競技場は、次のとおりとする。



- ウエイティングラインは、シューティングラインの5m以上後方の位置に設ける。
- 一般の人が近付ける場所では、競技場の周囲に適切な柵を設けて、観客が競技場内に立ち入らないようにする。この柵は、最外側シューティングラインの端から10m以上離れた位置とする。また、この柵はウエイティングラインから後方に少なくとも10m以上の位置とし、標的の後方は、一般の人が標的の後方50m以内を通過しないようにする。
- 安全確保で設ける防御策等の矢止めの高さは、標的面のわずかに外れた矢を止めるに十分な高さでなければならない。

〔(公社)全日本アーチェリー連盟「競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 競技場は水平に均されたフィールドで、方位は標的の面が南向きになるように標的を北側に設置することを原則とする。
- 本会場と練習会場は隣接していることが望ましい。
- 観客等への安全対策の配慮がなされていること。

(先催県の事例)

競技名 空手道

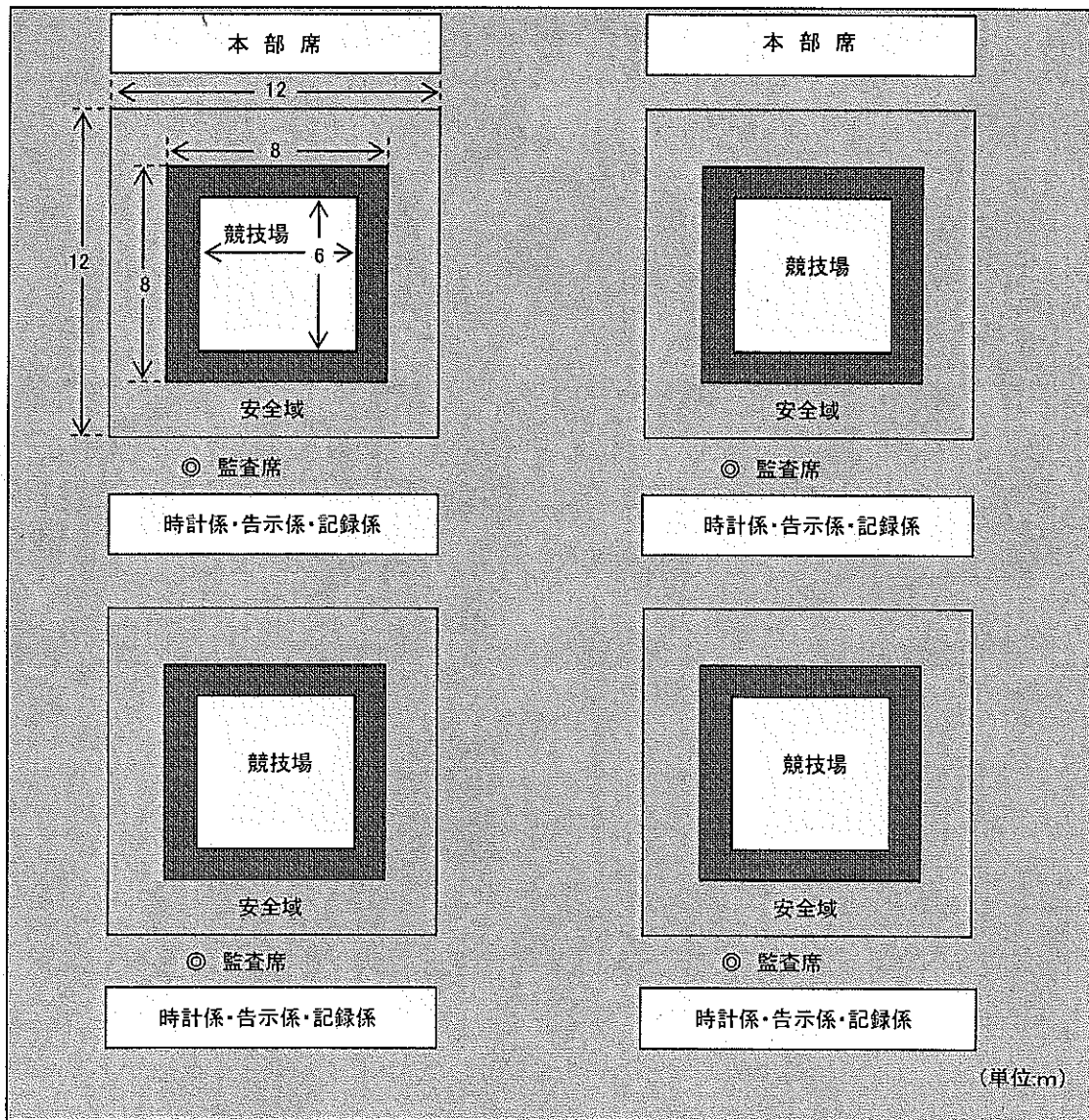
競技番号 32

基準 規定の競技場4面を有する空手道場
又は体育館 1

摘要

基準の主な内容

競技場は、次のとおりとする。



(単位:m)

- 競技場安全域外側周辺1m以内には、広告板、壁、柱等があってはならない。
- 使用するマットは、全空連承認のものであること。

〔(公財)全日本空手道連盟「空手競技規定」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 競技会場である空手道場又は体育館の窓には、直射日光を遮断する設備があることが望ましい。
- 8m四方の競技場の外側に各2m幅の安全域を設ける。マットは1コート12m四方とする。

(先催県の事例)

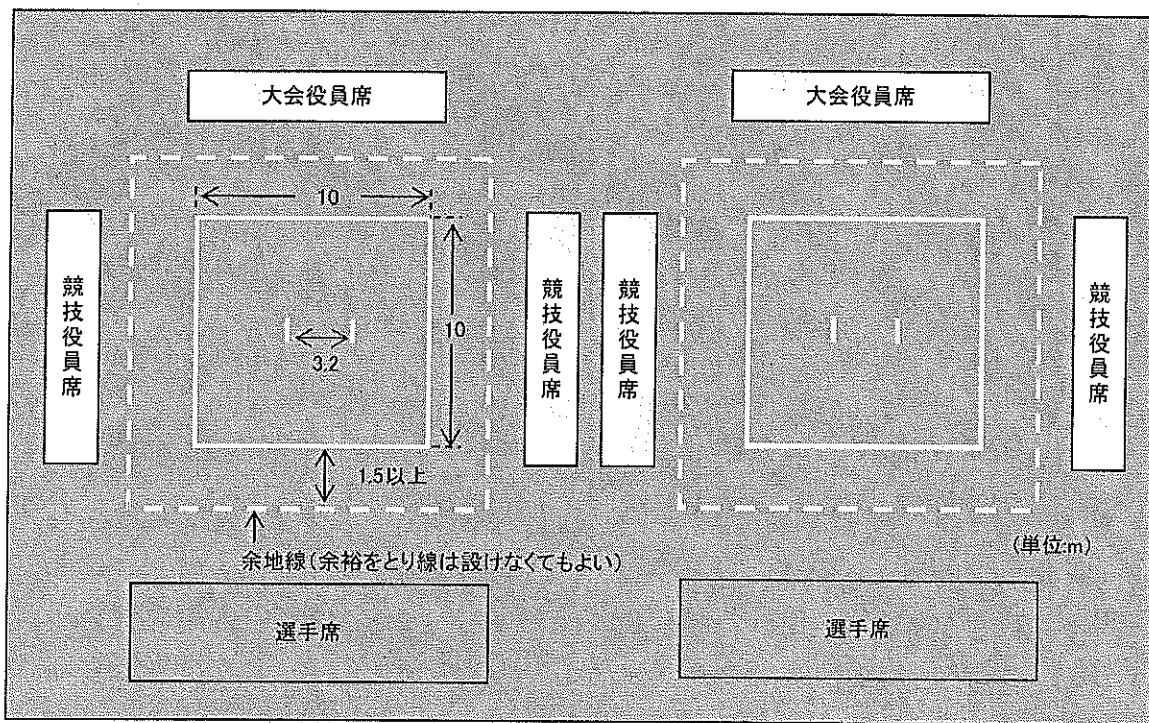
競技名 銃 剣 道

競技番号 33

基準	規定の競技場2面を有する体育館 1	摘要	
----	-------------------	----	--

基準の主な内容

競技場は、次のとおりとする。



- 試合場の床は板張りを原則とする。
- 試合場は区画線を含み1辺を10mの正方形を基準とする。
- 試合開始線は、試合場の中心点から左右それぞれ1.6mの均等の位置に表示するものとする。
- 試合場の外側に1.5m以上の余地を設けることを原則とする。

〔(公社)全日本銃剣道連盟「銃剣道試合・審判規則及び細則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 試合場区画線から、大会役員・競技役員席及び選手席の距離は、4~5mが望ましい。

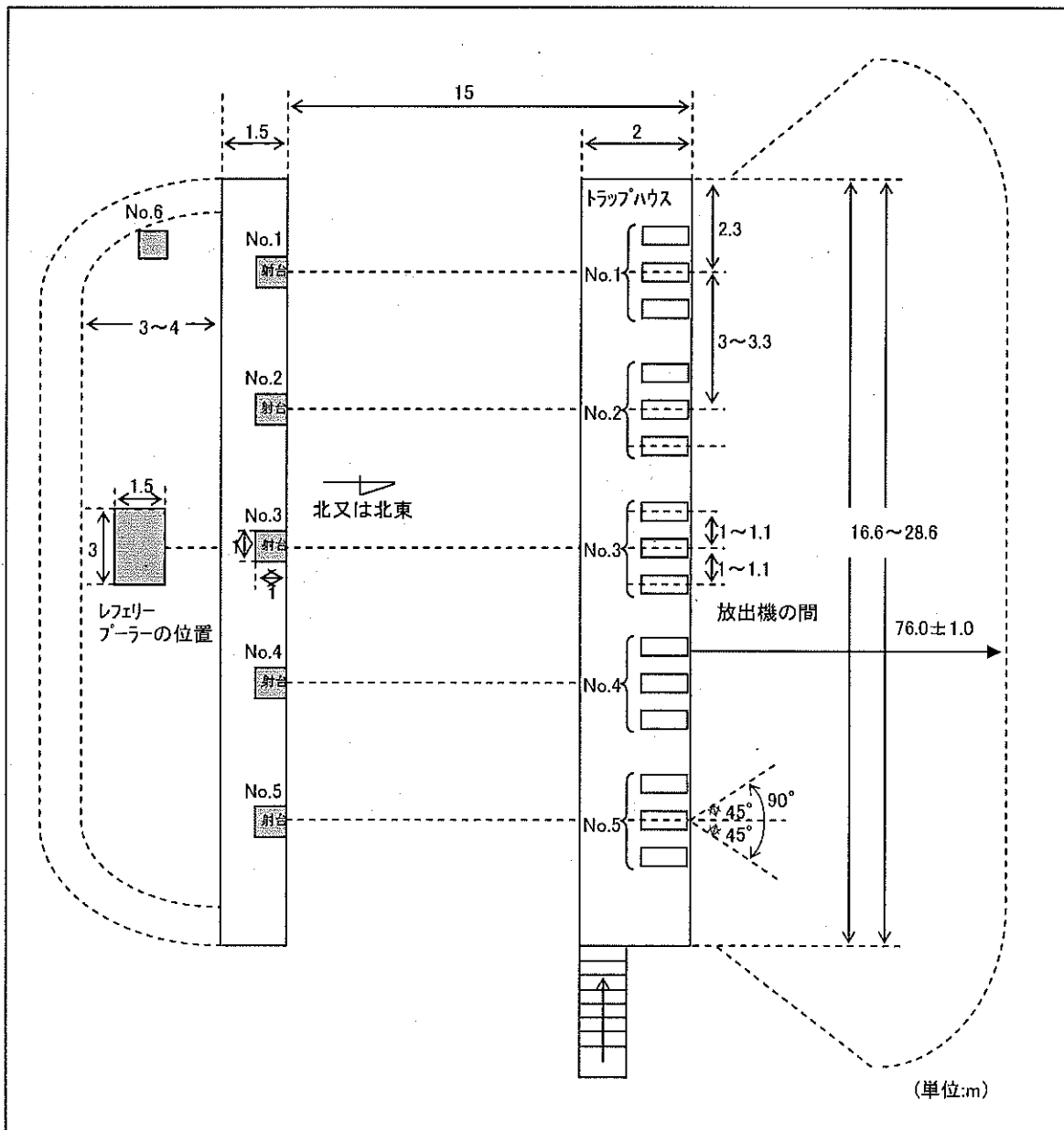
(先催県の事例)

- 規定の競技場2面⇒1面

基準	規定の射場トラップ1面、スキート1面	摘要	
----	--------------------	----	--

基準の主な内容

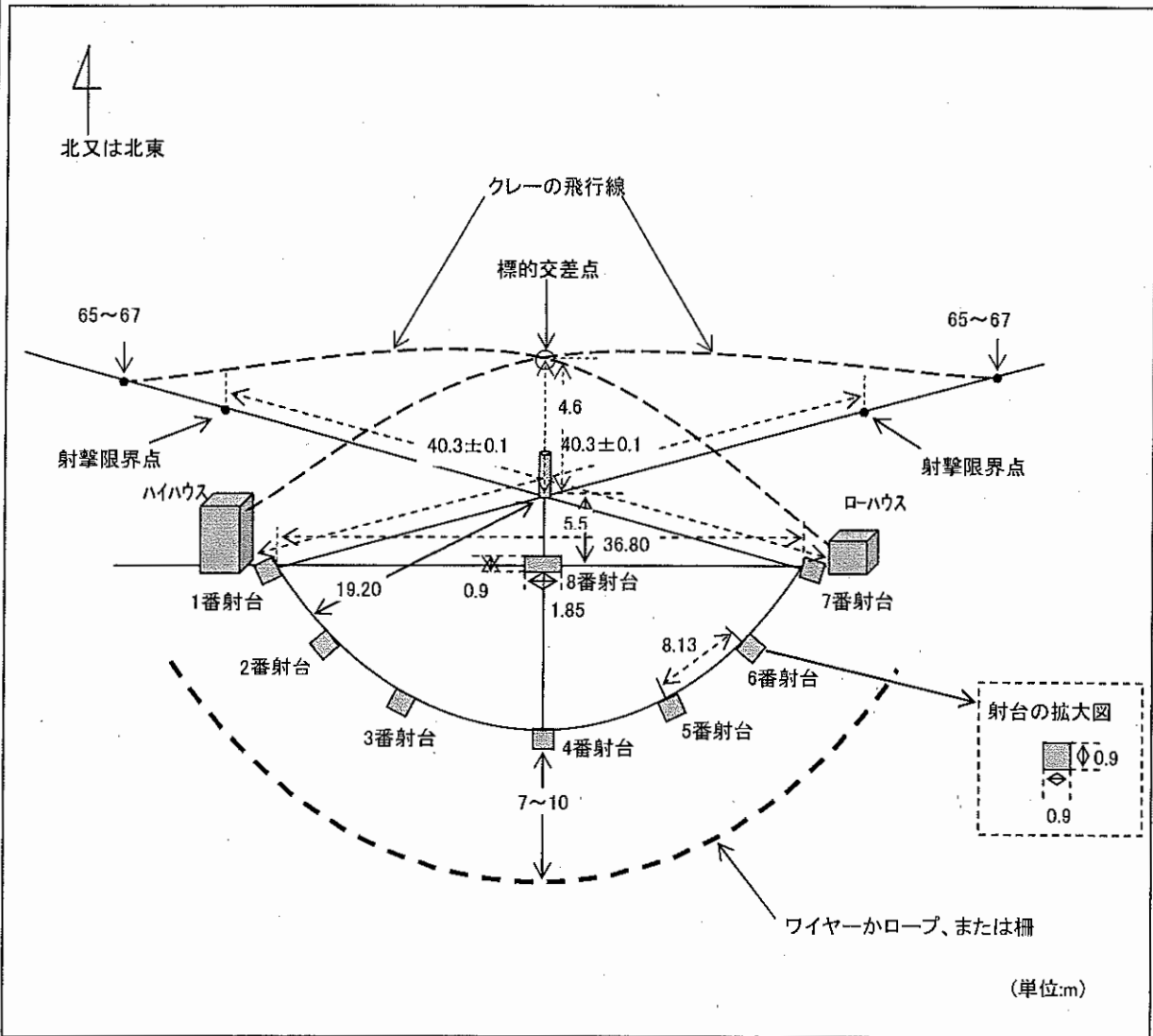
トラップ射撃場は、次のとおりとする。



○射台とレフェリーの立つ位置、及び操作員の場所は、日光及び雨に対して適当な保護がなされていないなければならない。

基準の主な内容

スキート射撃場は、次のとおりとする。



〔(社)日本クレー射撃協会「射撃競技に関する技術規定」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

○トラップ及びスキート射撃場は、各2面が望ましい。

(先催県の事例)

○射座は北または北東(太陽直射防止のため)⇒基準に不適合のため競技開始時間をずらし運用

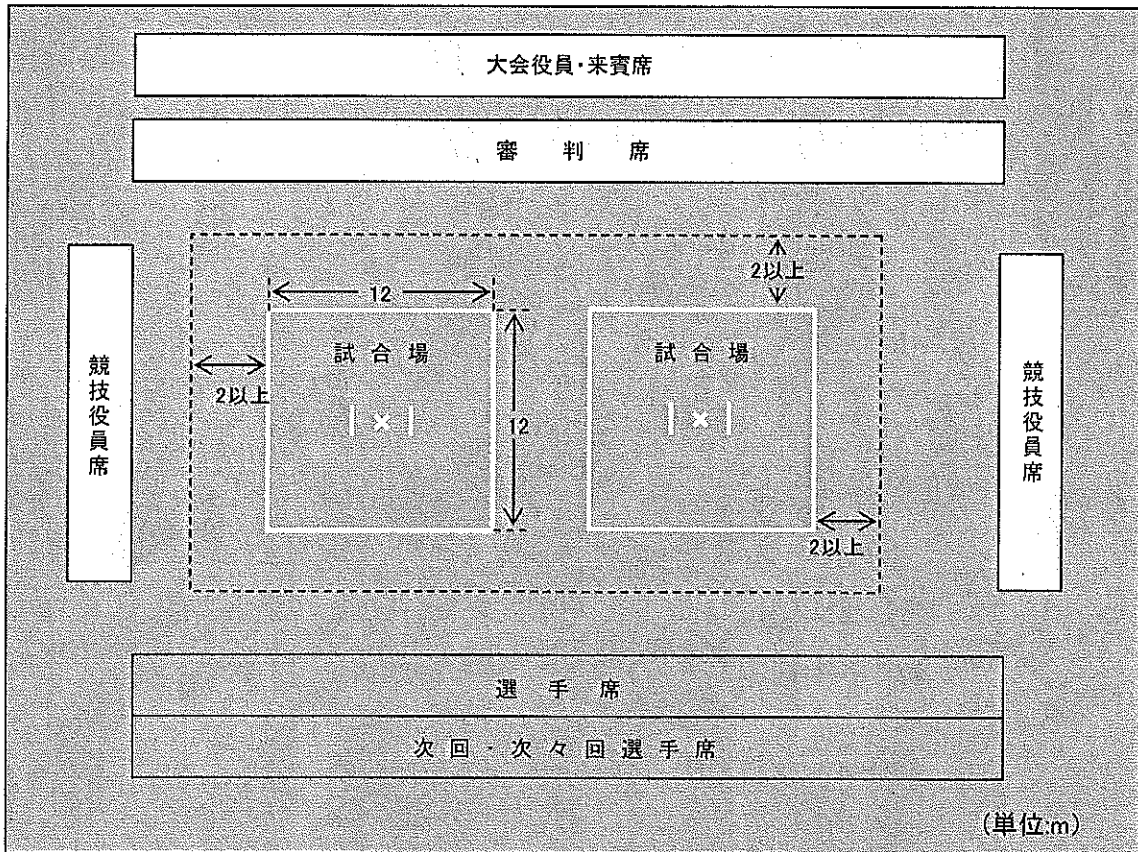
競技名 なぎなた

競技番号 35

基準	規定のコート2面を有する体育館 又は武道館 1	摘要	
----	----------------------------	----	--

基準の主な内容

競技場は、次のとおりとする。



- 試合場は区画線を含み12m四方の広さとする。
- 試合場の外側に2m以上の余地を有する。
- 各線は幅5cmの白線とし、長さは外側から測る。

〔(公財)全日本なぎなた連盟「なぎなた一競技規定集一」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 試合場の間隔は3mが望ましい。
- 試合場と競技役員席の間隔は、4m以上が望ましい。
- 試合場の床の表面は、素足で滑らない材質であることが望ましい。
- コートライン以外のラインをなくすことが望ましい。

(先催県の事例)

競技名 | ボウリング

競技番号 | 36

基準	JBC公認競技場とし、競技場のレーン数に応じて、競技日数は以下の通りとする。 ・1会場で40以上のレーンを有する場合は、競技日数は5日間以内とする。 ・1会場で、34～38のレーンを有する場合は、競技日数は6日間以内とする。 ・2会場で、それぞれ32以下のレーンを有する場合は、競技日数は5日間以内とする。	摘要	2会場地に分かれてもよい。 使用ピンは、JBC認証ピンであること。
----	--	----	--------------------------------------

基準の主な内容

○(公財)全日本ボウリング協会(JBC)が定めている「ボウリング施設、整備、用具認証規定」及び「ボウリング施設、整備、用具の規格」による。

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

競技名 ゴ ル フ

競技番号 37

基準	(公財)日本ゴルフ協会が開催を可能と認めた54ホール(3コース)の施設を有する競技場	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。
----	--	----	-----------------

基 準 の 主 な 内 容

--

(配慮すべき事項)

- (公財)日本ゴルフ協会のコースレーティングを有するゴルフ場が望ましい。
- 距離
 - 男子 6,600~7,000ヤードを目途とすることが望ましい。
 - 女子 6,200~6,400ヤードを目途とすることが望ましい。
- 練習場(打撃、パッティング、アプローチ、バンカー)を有することが望ましい。
- 成年男子・女子・少年男子の3種別を単位として、最大3会場地とする。

(先催県の事例)

競技名 トライアスロン

競技番号 38

基準	規定のコース(スイム1.5km、バイク40km、ラン10km)	摘要	
----	---------------------------------	----	--

基準の主な内容

○(公社)日本トライアスロン連合が適当と認めるコースとする。

(配慮すべき事項)

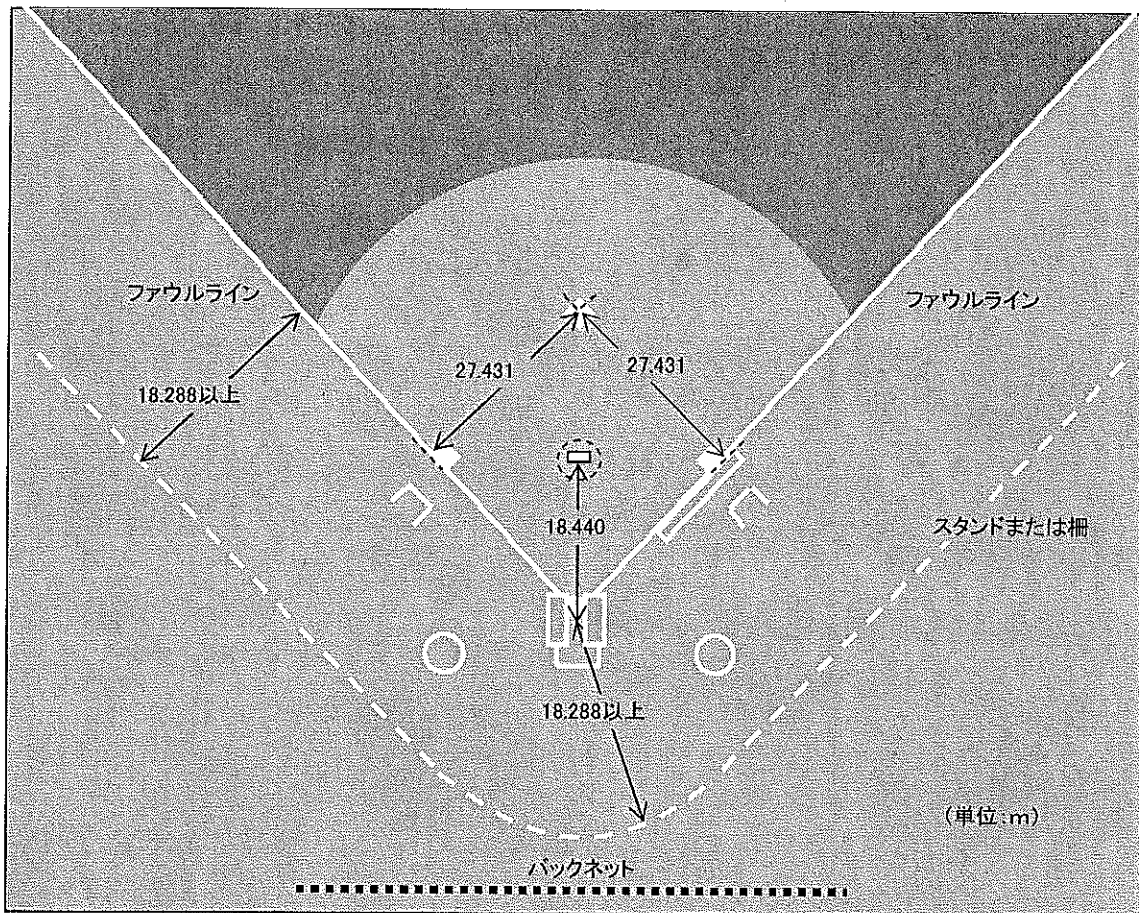
- 選手の安全対策(極端な道狭、落石等)に配慮したコース設定ができる。
- 競技の特殊性から選手の健康管理、安全対策に随時対応ができる態勢が図られていること。
- 競技運営上、周回コースが望ましい。

(先催県の事例)

基準	規定の野球場3面	摘要	2会場地以上に分かれていてもよい。
----	----------	----	-------------------

基準の主な内容

野球場は、次のとおりとする。



○本塁からバックストップまでの距離、塁線からファウルグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は、18.288m以上を必要とする。

○本塁よりフェアグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は76.199m以上を必要とするが、外野の両翼は、97.534m以上、中堅は121.918m以上あることが優先して望まれる。

〔日本野球規則委員会「公認野球規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 観客席のある野球専用球場とし、最大3会場地とする。
- ナイター照明があることが望ましい。
- フェンス等はラバーを使用することが望ましい。

(先催県の事例)

- 規定の野球場3面⇒硬式1面、軟式1面

改訂内容

日付	競技名	改訂内容